

## 議題 小梨乗合タクシーの運行内容の変更について

### 1 趣旨

現在運行している小梨乗合タクシーの運行事業者を変更する。

なお、車両を効率的に運用するため、小梨乗合タクシーで使用する車両については、現在運行している広島空港行き乗合タクシー、仁賀乗合タクシー及び通常のタクシー業務と併用する。

### 2 変更内容

#### ○運行事業者の変更

	新	旧
運行事業者	株式会社安全タクシー	株式会社山陽タクシー

### 3 運行計画

別紙1「小梨乗合タクシー運行内容」参照

### 4 根拠規定

○道路運送法（昭和26年6月1日号外法律第183号）

○道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号）